

報道発表資料の配付日時 12月8日（水）12時00分

発表項目 (行事名)	「第6回北海道ケアラー支援有識者会議」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	このたび、第6回北海道ケアラー支援有識者会議を次のとおり開催することとしたので、お知らせします。 記 1 開催日時 令和3年12月9日（木） 18時から19時30分まで（予定） 2 場所 かでる2.7 730会議室 3 出席者 北海道ケアラー支援有識者会議構成員12名（予定） 保健福祉部高齢者支援局長ほか （構成員の一部はWEBにより参加） 4 議題 （1）北海道ケアラー支援条例（仮称）素案について （2）支援施策について		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係（担当者：北山） TEL 011-204-5275（内線25-654）
-------------	--

北海道ケアラー支援有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢化、核家族化の進行等の社会構造の変化などにより、「老老介護」「ダブルケア」「ヤングケアラー」「介護離職」など家族の介護や世話をを行うケアラーの問題及びこれらのケアラーに対する支援の重要性が指摘されていることを踏まえ、道におけるケアラー支援対策について幅広い観点から意見を聴取するため、北海道ケアラー支援有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 道によるケアラー支援対策のための実態調査に関すること
- (2) 道におけるケアラー支援対策の方針に関すること
- (3) その他道におけるケアラー支援対策に関し、必要な事項

(構成)

第3条 会議は15名以内で構成する。

- 2 構成員は、ケアラー支援に関する学識経験者、当事者、関係団体及び行政機関のうちから保健福祉部少子高齢化対策監が決定する。
- 3 構成員の互選により座長及び副座長を置く。

(運営)

第4条 会議は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

- 2 会議は、座長が主催する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を行行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させて、意見聴取などを行うことができるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

北海道ケアラー支援有識者会議構成員名簿

(敬称略)

分野(区分)		所属・役職	氏名
学識者	(子ども)	国立大学法人 北海道大学大学院 教育学研究院 教授	松本 伊智朗
	(精神保健)	北海道公立大学法人 札幌医科大学保健医療学部 看護学科看護学第3講座 准教授	澤田 いずみ
当事者	(ケアラー)	「ケアラーズカフェえべつ」運営者	加藤 高一郎
当事者 団体	(ケアラー)	一般社団法人日本ケアラー連盟理事 (北海道社会福祉協議会事務局長)	中村 健治
	(認知症介護)	北海道認知症の人を支える家族の会事務局長	西村 敏子
支援 機関	(介護)	北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長 (旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター長)	今井 敦
	(障がい)	留萌圏域地域づくりコーディネーター (留萌管内市町村基幹相談支援センター長)	小野 尚志
	(教育)	北海道スクールソーシャルワーカー (札幌大谷短期大学 講師)	今西 良輔
経営者		北海道経済連合会労働政策局長	桑原 崑
労働者		日本労働組合総連合会北海道連合会総合政策局次長	小倉 佳南子
市町村	石狩市	石狩市教育委員会教育支援課長	鈴木 昌裕
	栗山町	栗山町福祉課長	森 英幸